

J R小浜線利用促進対策事業助成金交付要綱

平成18年1月6日

告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、J R小浜線への町民の意識高揚と利用促進を図るため、J R小浜線等を利用した者に対し、本町の予算の範囲内において、当該利用に要する経費の一部を助成することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体旅行 8人以上で構成する団体が、同じ行程をともに鉄道を利用した普通団体旅行をいう。ただし、J R等が企画する割引乗車券を利用した旅行は除く。
- (2) グループ旅行 4人以上で構成するグループが、同じ行程をともに鉄道を利用した片道101キロメートル以上の普通旅行をいう。ただし、J R等が企画する割引乗車券を利用した旅行は除く。
- (3) 普通乗車券等購入 普通乗車券又は特急券の購入をすることをいう。ただし、購入金額が900円未満のものは除く。
- (4) 定期券購入 3箇月以上の定期乗車券の購入又は営業キロが20キロメートル以上の区間での1箇月定期乗車券の購入をすることをいう。ただし、小学生及び中学生の定期乗車券の購入は除く。
- (5) 回数券購入 回数乗車券の購入をすることをいう。
- (6) 成人式参加 本町が開催する成人式に案内があった者が成人式に参加をすることをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、J R上中駅、J R大鳥羽駅又はJ R三方駅において切符を購入し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 団体旅行
- (2) グループ旅行
- (3) 普通乗車券等購入
- (4) 定期券購入
- (5) 回数券購入
- (6) 成人式参加
- (7) その他町長が必要と認める事業

(助成対象者)

第4条 この告示の対象者は、助成対象事業を行ったもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 若狭町内に居住している者
- (2) あじさいカード会員である者
- (3) 三方マイカード会員である者
- (4) 三方ショッピングセンターレピアカードの会員である者
- (5) その他町長が必要と認める者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表のとおりとする。ただし、第3条第7号及び第4条第5号の定めによる助成金の額は、必要に応じて町長が別に定める。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、JR小浜線利用促進対策事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号又は様式第5号)により、切符を購入した日から20日以内に町長へ提出しなければならない。ただし、第2条第3号又は第4号の助成対象事業において協同組合上中商店連盟あじさいカード制度、協同組合三方商店連盟三方マイカード制度又は三方ショッピングセンターレピアレピアカード制度に基づくあじさいポイント、三方マイカードポイント又はレピアカードポイントを加算するときは、当該交付申請は要しないものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、申請者に助成金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年4月1日からこの告示の施行の日(以下「施行日」という。)までの間において、第4条に定める助成対象者となった者については、第6条本文の規定にかかわらず、施行日において切符を購入したものとみなす。

附 則 (平成19年3月1日告示第4号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日告示第13号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

助成対象事業	助成金の額	助成限度額
団体旅行	団体割引後運賃の20パーセント	片道510円、往復1,020円（子供運賃の場合は、上記金額の半額）
グループ旅行	運賃の20パーセント	片道600円、往復1,200円（子供運賃の場合は、上記金額の半額）
普通乗車券等購入	支払額100円単位毎に、協同組合上中商店連盟「あじさいカード」制度、協同組合三方商店連盟「三方マイカード」制度又は三方ショッピングセンターレピア「レピアカード」制度に基づく「あじさいポイント」、「三方マイカードポイント」又は「レピアカードポイント」の1ポイントを加算	
定期券購入	支払額の2パーセント又は支払額100円単位毎に、協同組合上中商店連盟「あじさいカード」制度、協同組合三方商店連盟「三方マイカード」制度若しくは三方ショッピングセンターレピア「レピアカード」制度に基づく「あじさいポイント」、「三方マイカードポイント」又は「レピアカードポイント」の1ポイントを加算	
回数券購入	支払額の10パーセント	
成人式参加	成人式参加に要する交通費のうち、乗車券運賃のみを対象とし、その運賃の学生割引等の割引後の総額の20パーセント	